

青年就農給付金(準備型)の給付要件

○ 就農に向けて農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援。

1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること

2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農(※)を目指すこと

※ 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること

3 研修計画が以下の基準に適合していること

① 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること

※ 既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は給付対象

② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと

a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること

b. 先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと

c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く。)を締結していないこと

4 常勤の雇用契約を締結していないこと

5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

6 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

返 還

1 適切な研修を行っていない場合

・ 給付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合

2 研修終了後※1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合。

※ 準備型を受給しての研修の終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後。

3 給付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農又は親元への就農を継続しない場合

4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

青年就農給付金（経営開始型）の給付要件

○ 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援。

1 独立・自営就農時年齢が原則45歳未満の認定新規就農者※1で農業経営者となることに強い意欲を有していること

2 独立・自営就農であること

親元に就農する場合であっても、以下の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営（独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。）を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

・ 自ら作成した青年等就農計画等※2に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの

- ① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。
（農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること）
- ② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること

・ 独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画であること

4 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること

5 人・農地プラン※3に位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること

6 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

7 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

給付対象の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を給付する。
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに給付する。
- ③ 平成23年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年度目までとする。

給付停止

- 1 給付金を除く本人の前年の所得が350万円※を超えた場合
※ 平成26年度（平成26年度補正予算を除く）以前から給付を受けている者については250万円
- 2 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

返還

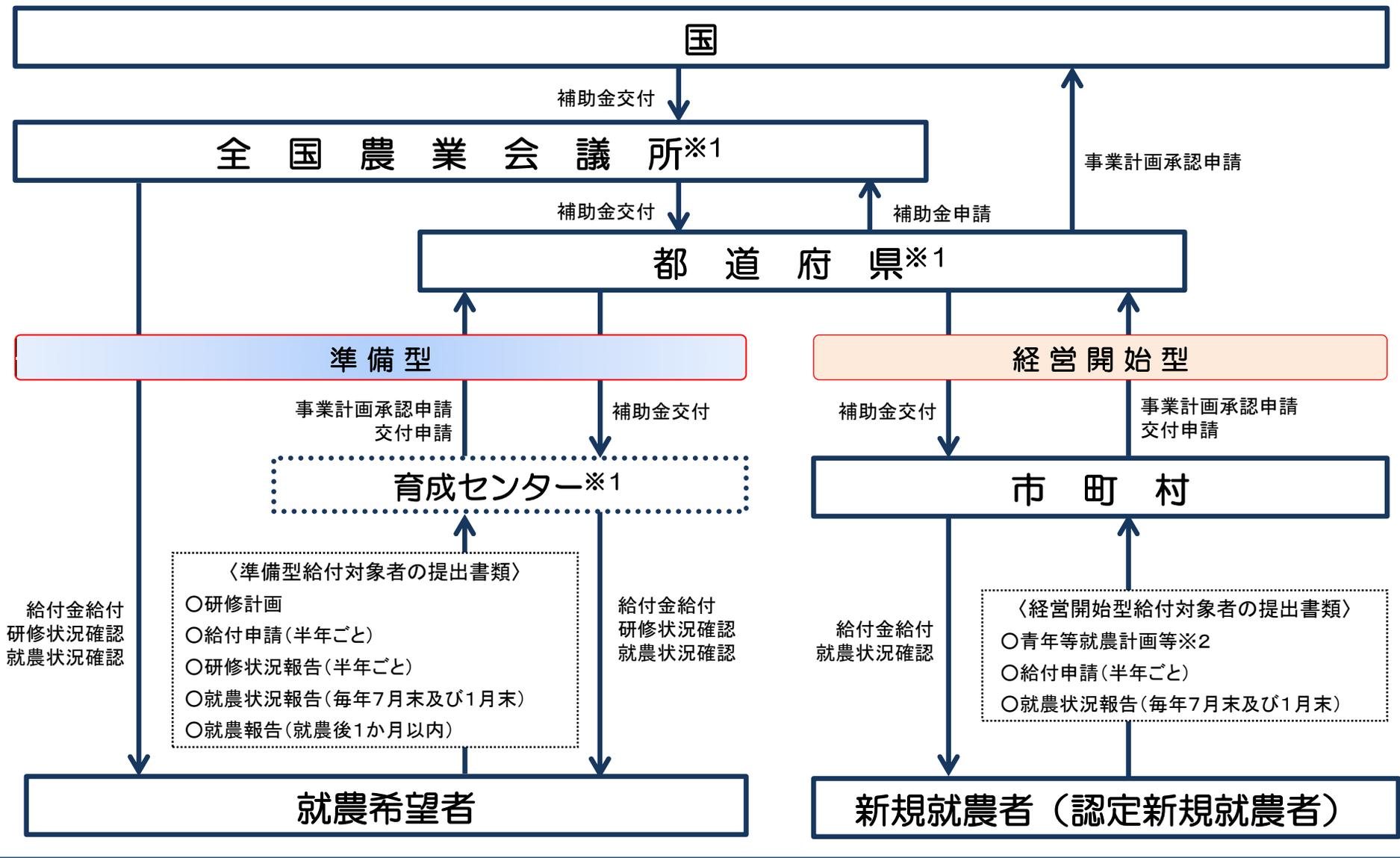
農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合

※1 市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に青年就農給付金申請添付書類を添付したもの

※3 人・農地プランには、東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。

○ 青年就農給付金の実施体制・手続



※1 準備型は都道府県または青年農業者等育成センターどちらかが給付する。（所在する都道府県での就農を基本としていない教育機関で研修を受ける者に対しては全国農業会議所から給付することができる。この場合、研修後の就農状況は、全国農業会議所と就農先の都道府県が協力して確認する。）

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に青年就農給付金申請添付資料を添付したもの